

京情個審答申第 31 号  
令和 6 年 3 月 7 日

京都府公安委員会  
委員長 増田 壽幸 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 山 本 克 己

公文書部分公開決定に係る審査請求に対する  
裁決について（答申）

令和 5 年 8 月 31 日付け公委第 910 号で諮問のあった事案について、次の  
とおり答申します。

## 第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が部分公開とした判断は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年7月19日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第1条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（この答申において「処分庁」という。）に対し、「2020年10月より特定屋外喫煙場所を再設置するに至る検討・意思決定過程が分かる文書や周知に係る文書」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対応する公文書を特定し、令和3年7月29日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期限を延長した（「公文書公開決定等期間延長通知書」においては、延長後の公開決定等の期間について「令和2年9月16日まで」と記載されているが、「令和3年9月16日まで」の誤記と思われる。）。
- 3 令和3年8月25日、処分庁は、審査の結果、特定した本件公開請求に対応する公文書のうち「特定屋外喫煙場所の設置等について（令和2年9月30日付け）」（以下「本件公文書」という。）については、「『雑感』のうち、個人の経歴、信条、心身の状況及び思想が記録されている部分」を除いて公開する公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に通知した。
- 4 令和3年11月26日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 5 令和5年8月31日、諮問庁は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第3 本件審査請求の要旨

本件審査請求の要旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

## 第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び再反論書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公文書は、府内およそ30ヶ所以上の警察施設の庁舎管理責任者に送付されており、多くの者に読まれることを想定した上で作成されていることから、本件公文書に記載された情報は、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報とはいえない。

2 本件公文書には、組織的な決裁を経ず、本件公文書の作成者である京都府警察の総括庁舎管理責任者（以下「総括責任者」という。）の独自の認識・価値観に基づいて判断・作成された指示内容が記録されている。一方、その認識・価値観の根拠は既に公開された部分には見当たらず、説明が尽くされていない。「雑感」の非公開部分には、総括責任者の独自の認識・価値観を培う過程やそれらに基づき判断を下した背景事情が記録されていることからすると、これらはなお、職務の遂行の内容に係る情報であるというべきである。

3 また、総括責任者の経歴は、新聞等により広く公開されている情報である。

4 したがって、処分庁が非公開とした部分は、条例第6条第1号で規定する「通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」とはいえず、非公開情報に該当しない。

## 第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が弁明書、再弁明書、再々弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書は、総括責任者が、特定屋外喫煙場所の設置に関する現状、対応方針、留意事項等を伝えるために作成した、京都府警察の各庁舎管理責任者という特定の職員宛ての指示文書である。

2 本件公文書のうち、処分庁が非公開とした部分には、総括責任者が指示文書を作成、示達するに当たり、同人が抱えている考えを交えた作成者個人の経歴、信条、心身の状況及び思想が記載されている。また、当該部分には、公知ではない作成者自身の個人的な経歴が記載されている。

これらはまさに個人の内心及びプライバシーに関わる事項であって、通常、他人からの干渉や、みだりに公開されるなどの侵害を受けないことを望む内容であるといえる。

3 以上のことから、本件処分において非公開とした部分は、条例第6条第1号に該当する。したがって、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第6 審議会の判断理由

1 審査請求人は、本件処分において処分庁が非公開とした部分について条例第6条第1号に該当せず、公開すべきである旨を主張していることから、この点について検討し、判断することとする。

(1) 条例第6条第1号は、個人のプライバシーは、個人の尊厳にかかわる権利であること、一旦侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすこと等から、基本的人権を尊重する立場から個人のプライバシーを保護するため、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものが記録された公文書を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件公文書のうち、処分庁が非公開とした部分には、作成者である総括責任者個人の病歴及び信条が記載されている。

これらは個人のプライバシーに関わる事項であることから、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、条例第6条第1号に該当することから、処分庁の判断は妥当である。

(3) なお、諮問庁の職員によれば、本件公文書は、多数の職員ではなく、限られた職員（京都府警察全職員の約2%）のみを宛先とするものであるとのことであった。

したがって、本件公文書のうち作成者個人のプライバシーに関わる部分を多くの者に開陳する意思は、作成者になかったと認められる。

## 2 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

3 なお、公文書は、実施機関の職員が法令等によって付与された任務等の範囲内において作成するものであり、その帰結として、当然に、府の意思決定に係る内容を記載すべきものである。また、府民にとっては府政を知りうる手段の一つとなるものであり、その公開は府民の知る権利に寄与することにもなるなど、公文書は高い社会的機能を有するものである。

したがって、公文書の作成に当たっては、文書作成者個人のプライバシーに関わる情報その他当該公文書を作成する目的に関係しない事項を記載しないなど、適切な内容で作成すべきであることを指摘しておく。

## 参考

### 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 8月31日	諮問書の受理
令和6年 1月11日	第1回審議会
令和6年 2月28日	第2回審議会
令和6年 3月 7日	答 申

### 調査審議に関与した委員

#### 京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委員（部会長）	山 本	克 己
委員	奥 野	美奈子
委員	原 田	大 樹
委員	宮 本	恵 伸
委員	山 舗	恵 子